

# 住宅のバリアフリー改修工事で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度の固定資産税を、1戸当たり100㎡を限度に3分の1減額します。

### ▽減額の要件

新築した日から10年以上経過し、次の①～③のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下）であること

- ①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）
- ②要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③障がいのある人

### ▽対象となる改修工事

令和4年3月31日までに、次の①～⑧のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円以上のもの

- ①廊下の拡幅
- ②階段のこう配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改修

手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

### ▽申請手続

改修工事後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを証明する書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係（☎983-2480）

# 納期限は9月30日

## 固定資産税（第3期分） 国民健康保険料（第4期分）

市税（料）は市民の暮らしやまちづくりなど、行政サービスを提供するための大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付してください（市税取扱金融機関およびコンビニは、納付書の裏面に記載しています）。

### 便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）しますので、納め忘れもありません。申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には依

続すると、10月末が納期の市

・府民税（第3期分）、国民健康保険料（第5期分）から振り替えてできます。※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。☎983・2481

頼書がない場合があります）または税務課課税係へご提出ください。また、口座振替依頼書をご自宅へ郵送することもできますので、郵送希望の場合は、税務課課税係までご連絡ください。なお9月15日（水）までに手

## コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

取得できる証明書  
令和3年度所得証明書、課税（非課税）証明書  
サービスの利用時間  
午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

## 税証明の窓口交付には 本人確認書類が必要です

※利用時にはマイナンバーカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映まで時間がかかる場合があります。

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税（所得）証明の不正取得を防止し、個人情報保護を図ることを目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料（郵送請求の場合は写しを提出）を持参してください。

①マイナンバーカードや免許証等、官公庁が発行した顔写真証明書を1点  
②健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点  
③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点

☎税務課市民税係（☎983-1113）

## 国民健康保険料等の負担を軽減

■非自発的失業者の保険料軽減  
会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

▽対象 次のすべての要件を満たす人  
・離職時点で65歳未満  
・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード（表）で確認できます。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間（例）令和2年3月31日から令和3年3月30日までに失業した人

■一部負担金の減免等  
国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見により最大6カ月まで延長可）  
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

### ジェネリック医薬品 差額通知について

国民健康保険加入者の医療費の自己負担を軽減するとともに、医療費の適正化を図るため、現在処方されている新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知を9月末から郵送します。

※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人を対象にしております。全員に届くわけではありません。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは  
厚生労働省が最初に作られた薬（先発医薬品）と同等と認められた医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に有効成分、分量、用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です（先発医薬品と形や添加剤、色、味などは異なる場合があります）。

ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、調剤する薬局にない場合もあります。ジェネリック医薬品への切り替えは、医師に相談してご本人が納得した上で行ってください。

☎国保医療課国保係（☎983-2962）

### 非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合）
34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合）

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

☎国保医療課国保係（☎983-2962）